

郡司制展開の諸形態

上田 正 昭

【要約】 律令体制下における地方政治において、官人でありかつ在地の有勢者であった郡司には、律令機構に依存して収奪に加担する側面と、直接生産者の利害を敏感に反映し在地農民との密接ななふれあいを場とする側面とが渦巻いている。それは、ともすれば単純な二面性として把握されやすいが、むしろ律令制の展開過程の中で具体的に論究されるべきものである。従来郡司は「国造とする把握が一般的であり、かついわゆる譜第郡司制の施行内容がきわめて表面的に理解されてきたのも、郡司層の構成と変貌が、実態にそくして発展的に追求されていないためであると思われる。本稿は、1、郡司制の成立期における郡司と国造の関係を再検討し、2、譜第郡司制がいかなる条件下において制度化せしめられんとし、またそれが私富の蓄積、私営の開始を前提とする新郡司層の登場とどのような関係にあったかをあらたに見定めんとするものである。そしてそれらの分析を通して、郡司制の在地における展開の実相を明らかにしようとしたものである。

1 郡司研究の問題点

律令体制の整備・拡充にともなって、地方行政機構の内部に明確に位置づけられた郡司は、多言するまでもなく律令地方官人として、郡内の治政をつかさどった在地の有力者であった。すなわち「職員令」の令条に明記されているように、オホノミヤツコ（大領）・スケノミヤツコ（少領）

は、「所部の撫養・郡事の檢察」に当り、マツリゴトヒト（主政）は「郡内の非違の糺判」にあたり、フミヒト（主帳）は「文案の勘署・稽失の検出・公文の読申」にたずさわるものであって、それら郡司の下僚として、郡書正・郡案主・鑑取・驱使・郡収納・郡散事などと称されるものが存在した。そして調庸物などの領送に干与し（「賦役令」）、答罪の裁断・杖罪以上の断定を行なって国に送付した（「獄令」）。

「戸令」にみられる里戸の法秩序への隸属は、まさしく郡内検断の貫徹に他ならず、それは同時に郡政の単位を里戸を通じて掌握せんとするものであった。その限りについていえば、郡司はいかにも律令官人の一翼をになうものであったといふことができる。そのことは郡司の選叙権は、郡内の里戸にはなく、国司の詮擬によって式部省に申達され、権力による国司の被官としての任命形態をとっていたことや（「考課令」、国司に対して下馬の礼をとったことにも明らかである（「儀制令」）。

けれども、郡司はたんなる地方官人であつたのではない。その選叙にあつても、「郡司には並びに国造の性識、清廉くして時務に堪うる者を取りて大領・少領となさん」（「改新詔」とされ、かつそれが必須条件とはされなくなった後にあつても、「大領・少領才用同じければ、先ず国造を取れ」（「選叙令」といわれるように、在地有勢者の存在は無視されうるものではなかつた。事実、奈良・平安両時代の郡司層の実態を考察すると、郡内の私富蓄積者や「当郡推服、比郡知聞者」がかなり進出し、直接生産者との結合や共同的諸関係とのふれあひは、同じ地方官衙を構成する国司

層と比べて格段の差異があつた。なるほど律令支配層の立場よりすれば、たとえば延暦五年六月の勅が「百姓を撫育し、部内を糾察することは、国郡官司職掌同じなり」というように、ともに地方行政官として同一のルートにつながるものと解されてはいたが（「続日本紀」、直接生産者の側よりみれば「当郡推服、有勞」の人こそが治政者として期待され、村里の人々と「芸業」をともにする人こそが郡司に選叙されるべきであつた。じつさいに律令の規定に照してみても、国司層と郡司層との間にはそのとり扱いにひらきがある。国司が大国の守でも二町六段の職分田であつたのに比べて大領は六町、少領は四町であり（「田令」、国司が任期を有し交替を原則とするのに対して、郡司（大領・少領）は終身であり、その初任にあつても、大領は外従八位上、少領は外従八位下に叙すべきものであり、いずれも外位であつて、官位相当職ではなかつた（「続日本紀」和銅五年の条「選叙令」・「官位令」）。主政・主帳ともなると、その地位は判任であり、職分田二町がそれぞれにあたえられながらも（「選叙令」・「田令」・「続日本紀」養老二年の条）、その初任の時には叙位はなく、「村里轉了者」とのつながりもまたよ

り密接なものがあつた。したがって無姓・部姓の人が主政・主帳にも進出してくるのでもある。このことは軍事権についてでもいい。国司が広汎な軍事に対する監督権・指揮権を有したのに対して、郡司は直接の軍事権を与えられてはおらず（「軍防令」・「職員令」）、郡司の子弟は兵衛あるいは舎人として貢進され、中には軍団の団毅になることによつて、軍事機構に介入するという間接的なものであつた。ところが現実には、百濟救援軍や壬申の乱のさいにおける国造ないし郡司クラスの兵力を推定するまでもなく（「日本書紀」・「壬申紀」）、藤原広嗣の乱にさいしては、仲津擬少領無位膳東人・下毛郡擬少領勇山伎美麻呂・筑波郡擬少領外大初位上佐伯豊石などが、正規軍以外の七・八十人の兵を率いて活躍し（「続日本紀」天平十二年の条）、天平三年以来大和国高市郡郡司として進出してくる檜前忌寸一族が（「同上」宝龜三年の条）、天平宝字八年の藤原仲麻呂の乱において兵二百三十六人を率いて登場するなど（「同上」天平神護元年の条）、軍団の範圍外においても農民層との軍事的つながりを保有していた。「戸令」において郡司の政績がとくに「郡境内の田疇の闢」やあるいは「産業の脩、農事の荒」につ

いて問われているのも、たんに正倉の充足・郡稻の出奉・調庸物の領送のためばかりでなく、郡司クラスが、村里の共同体成員と深くふれあい、生産にたずさわる人々との間にその政績が具体的に接触していたことにもとづくとしなければならぬ。

律令体制の確立期に誕生した郡司の職能には、律令地方官人としての側面がむきだしに濃厚であるが、と同時に、あらたな生産関係の創出によつて、変貌してくる律令権力の動揺の中で、その構成内容が変化し、あらたな郡司層が村里の内部より抬頭してくること、そしてそれらが在地土豪としての独自の役割をになつたことを軽視するわけにはいかない。かつて郡司の性格をめぐつて、その「守旧性」ないし「非律令的性格」が指摘され、逆にその階級的支配者層としての掌握の必要性が反論として提起されたことがあつたが、その論争をより発展的に止揚してゆくためにも、それを單純に「律令的、非律令的」と評価する前に、八・九世紀における郡司制ないし郡司の実態と動向から、これを具体的に位置づけてみる必要がある。律令支配者層の郷里戸支配の意図によつて設定された郡司はまた、律

令体制の動揺とともに、その構成において変貌を余儀なくされる。郡司設置の政治的目的がいったいなんであったか。郡司制施行後、郡司の「偏党」や「争訟之源」が阻止できず、天平・延暦・弘仁年間にたびたび強調される譜第性の要請が、いったいなにによって必要となったのか。そして律令体制の解体状況において郡司はいかなる職能と役割をばたし、また直接生産者とのつながりはどうであったのか。その複雑な様相を具体的に歴史を開拓していった者の側から明らかにしておくことが必要である。もとより令制にみられる郡司の位置と内容は、生産諸条件の変化と支配機構に内在する矛盾の顕在化によって大きくゆれ動いてゆく。それは律令・格式の法文や制度の変遷だけからは明らかにしづらい。郡司の制度史的研究は、けっして無意味ではないが、律令支配者の意図する「あるべき姿」への期待と「歩いた姿・ありえた姿」とは必ずしも一致しない。他方郡司層の私富の蓄積―富豪層としてのあらたな側面も、権力の動揺、その中での地方官人としての職能や役割とけっして無関係ではなかった。郡司がつねに共同体成員の擁護者としてのみ登場しえない所以のものも、官人的側面と士

豪的側面との矛盾を郡司じたいが内包していたことに起因する。郡司の調庸代輸や貧民救恤をばなしで民衆の側にたつものと評価できぬのも、郡司・農民の闘争を限界づきで意義づけてゆかねばならぬのもそのためである。

最近における郡司研究の多くは、制度史的研究から郡司の実態に迫るものか、あるいは富豪層としての郡司層の動向に注目して、その視角から論究を進めたものが大半を占めている。けれどもその両者を統一的に把握し、制度を制度たらしめたものはなにかという共通の視角より郡司層の構成と職能の交替・変化を明確にしてゆかなければならぬ。郡司任用にみられる譜第性を大化前代の国造としての伝統に由来すると誤認したり、あるいは郡司の在地族長としての側面を強く主張するために、郡司にみられる新旧の交替・盛衰を軽視することは早急に是正されねばならぬと考える。この小論はその解決に対するひとつの問題提起にすぎない。筆者の意図がなんらかの点で今後の郡司研究に役立つとするならば望外のしあわせである。

2 郡制の成立

郡司制の成立期については、最近注目すべきいくつかの論稿が公にされており、その実情についてもかなりの点が明らかにされつつある。しかし論者の見解は必ずしも一致してはおらず、したがって成立期についても相反する論説が提出されている。これを便宜整理し要約するとおよそ次の如くなる。まず第一の見解は、大化二年正月の改新第二詔にみられる郡司条項をほぼ是認する立場であり、「郡の官制は大化二年に定められたとして決して解し難いものとは思はれない」とする坂本博士説の発展的継承につながるものである。この見解については大化・大宝年間の金石文・古文書類にみられる評字使用例よりする疑問が井上博士の新解釈によって提出されたが、最近関氏があらたな論理的位置づけを試みられ、^④郡評兩字使用問題については「改新の詔の郡系統の文字は、もともと郡系統の文字だったのであり、郡制は大化二年に定められたのであるけれども、いろいろの困難があつて容易にこれを実施することができず、また新置のコホリだけに郡制を適用するわけにも

いかなかったので、新置のコホリには便宜の措置として、評といういわば仮りの制度を布いたものであろう」とされた。そして国造制のコホリは、「おそらく浄御原令の施行とともに郡制に移行したが」新置のコホリは「文武朝まで評のまま存続し、大宝令施行にあたって、その少しまえに郡制に移行した」と解する。この見地と同じ立論の根拠にたつたものではないが、磯貝氏の論説もまた「改新の詔は旧国造の新制郡領への転換規定であり」、別の規定によって「新郡の分離独立と郡領任命」とがなされたとする施行上の二段階説をとるものであつて改新詔を肯定する立場をとる。^⑤

これらの説がほぼ改新詔を起点とする立場にたつてなされているのに対して、改新詔の信憑性を論ずる第二の見解がある。^⑥この見解といえども、改新詔の原文そのものを否定したのではないが、改新第二詔の郡字について後代の修飾を認める点で、前者とは異なつた理解を示す。すなわち前にも若干触れた井上説がそれであつて、金石文・古文書類の評字系統史料に注目し、改新詔にみられる郡字関係用語は、浄御原令または大宝令の条文による修辭であるこ

とを論定された^①。そして大化五年のころに評の制が実施され、それまでは旧来の国造が地方官的なものとして存続し、評制より郡制へと変貌したことを説かれるのである。

改新詔をはじめとする「書紀」関係記事・金石文・「続日本紀」・「皇太神宮儀式帳」・「常陸国風土記」などによる評字・郡字問題は、このように改新詔の信憑性に関する論議として発展し、かつ郡制成立期の理解にかかわる問題として論争されてきたが、この両者の見解に共通する点もなくはない。つまり①改新詔の郡字をそのまま認めるかどうかについては食い違いがあるが、評の制が大化五年のころより採用されたとする点（但し関説では新置のコホリについて大化五年のころ評となり、国造系のコホリは天武五年のころ評となり、淨御原令施行段階で郡となると解する）②淨御原令施行によって郡制に移行したとする点（但し関説では新置のコホリについてもその可能性を認めながらも、新置のコホリは文武天皇二年に郡制に移行したとされる）がそれである。だが、この両者の見解にはなお疑点がないわけではない。その第一は、改新第二詔のいわゆる郡制は、「四十里を以つて大郡と為し、三十里以下四里以上を中郡と為し、三里を小郡と為す」もので

あって、その凡項は、里の施行を前提とする郡編成であることに關してである。その大小の等級が地方行政区劃でないにしても^②、それがなんらかの意味で里制を前提とするものであったことは疑えない。ところが最近の里の施行についての論証に照しても^③、里制が実質的意味をおびてくるのは天智朝の庚午年以降のことであって、その間なんら実施をみない里の規定がただ観念的に設けられたとみるのは、あまりにも机上のプランにすぎない。しかもわが国の里の単位が唐制とも異なる独自のものであってみれば、そのことはたんなる模倣としてはすまされないことになる。第二は改新第二詔のいうところでは「郡司には並びに国造の性識、清廉にして時務に堪うる者を取りて、大領・少領と為さん」とあり、「選叙令」とは異なって郡司には国造たるものが必須条件とされていることについてである。もしこの規定が実質的意味をもつとするなら、新置のコホリについてもその関係者は国造出自のものでなければならぬ。しかるに香島郡においては中臣鎌子・中臣都免子等であり、信太郡においては、物部河内・物部会津等であり、さらに石城郡においては部志許赤等であって（「常陸国風土記」）、いず

れも国造氏の出自ではない。しかも香島郡の如きは神郡であつて、郡領の連任を認められ、古代祭祀圏にあつても重視された伝統性の強い地域であつた。^⑩このことを合理的に説明するために、それらは新置のコホリであつて仮りの制が採用されたとしたり、改新詔とは別の規定があつたために可能となつたとする推論がなされているが、そこにはなお確たる論拠が示されているようには思われない。第三は、やはり改新第二詔の「強幹聡敏、書筆に工なる者を主政・主帳と為す」という記述にかかわることがらである。

「郡領・郡大領・郡少(小)領」の官職名は、後世の潤色が皆無でない「壬申紀」の高市郡大領を除けば、「持統六年紀」の相模国御浦郡少領、「同八年紀」の詔文や河内国更荒郡大領・少領などと淨御原令施行後に散見する。^⑪しかし主政・主帳に関しては、その記載例は見当らない。その確実な記載例は、大宝令以後であつて、しかも職員機構への位置づけは大宝令になつて明確となる。そして改新詔の主政主帳条文は大宝の選叙令とほとんど一致する。

これらの疑点は、改新詔の凡を起字とする郡条項についての信憑性に大きく関係してくるが、井上説のように用字

のみの修飾としたり、あるいは関説のように評の制を新置のコホリについてのみ解することへの疑問にもつながる。

用語の修辭が関係辭句のみであつたとすることは、前述の三点よりいつて納得しがたいし、また評の制が、仮りに新置のコホリのみを採用されたとするなら、那須国造のコホリの国造那須直草提が評督に持統三年のさい任命された所以のものも（「那須国造碑」）理解しがたくなる。国造のコホリについても、なぜ評↓郡という複雑な用字変遷をとらざるをえないのか。その点が不明となつてくる。そこで虚心にそれらの事実を再検討してみると、次の点が帰納されてくる。

①金石文・古文獻によれば、大化五年のころから、評の制が採用され、その関係地域は、大和（高市評・志貴評）・和邇部氏系図^⑫・金剛場陀羅尼経卷一跋語^⑬・伊勢（度会評・多氣評・飯野評）^⑭・皇太神宮儀式帳^⑮・吉備（笠評^⑯・旧法隆寺金銅觀音像菩薩造像銘）^⑰・筑紫（糟屋評^⑱・妙心寺鐘銘）^⑲・東国（石城評・那須評）^⑳・常城国風土記^㉑・那須国造碑^㉒などのように古代国家の行財政・祭祀と密接なつながりをもつ地帯に部分的に実施されたと考えられること。

②評の制は新置のコホリ關係に多いが、国造那須直にみられるように国造のコホリにも採用されており、新しい領域の分割にあたっては、国造以外の關係者が、在地「有勞」の人として登場してくる場合が多いけれども、茨城国造壬生連・那珂国造壬生直等の如くに關係をもつものもあること（常陸国風土記）。

③持統六年以降明確に郡大領・少（小）領の記事が散見し、飛鳥浄御原令施行以後、かりに採用されていた評の制は、次第に郡制にきりかえられ、大宝令にいたって郡司四等官制の確立をみたと思われること。

以上の点は、郡司制の成立事情について、次のような推定を可能にする。すなわち、大化五年以降、従来の国造による地方行政をあらたに編成強化する準備段階として、クニの分割・新置・再編が部分的に試行され、庚午年籍による里戸の編成が可能となるに及んで、飛鳥浄御原令の段階で郡制が採用され、一部に評制の残存する地域もあったが、大宝令施行をまわって郡司制が実質的に確立したとする見通しがそれである。このことは、里制が庚午年以降天武・持統朝の段階でより貫徹されたこと、境界をそなえた国の単

位の確定・四方国ないし四畿内の定着などが天武・持統朝であること、さらに一國一員の新国造制が天武朝より採用されたこと、国造が一定の序列をもって關係詔勅にみえるのは天智朝までであること、「神郡」・「二神郡」記事が明白に確められる時期がやはり「持統六年紀」以後であること等々によつても傍証されうる。

3 郡司と国造

もとより前節に述べた郡制の成立過程は、今後なお多角的に追究されねばならぬが、あえて改新第二詔郡条項を離れて論述を進めたのも、その信憑性について多くの問題が内包されていると考えるためであるし、以下に述べる郡司と国造の關係についても、なお吟味を要する点があると思うが故である。すでにこれまでも多くの論者がふれられたように、大宝令条文と改新第二詔との間には次のような相違がある。①郡の等級・里数について改新詔が三等をとり、四十里―三里を内容とするのに対して、大宝令は五等をとり、二十里―二里を内容とすること。②改新詔では郡司の選叙は、国造を必須条件とするのに対して、大宝令は

才用同じき時の優先条件とすること。③改新詔にいう国造は、大宝令のそれと異なつて新国造を意味すると解されることなどである。とすれば、改新詔の主政・主帳部分を除く大半は、單純に大宝令の転写ないし潤色とする説はなりたたなくなる。むしろ大宝令以前における郡制の方向が次第に確立しつつある段階の投影とみる方が適當である。そのさい参照されるのは改新詔について、田積・田租の部分に關しては、それが飛鳥淨御原令の文の転写とする説が次第に有力化しつつあることであり、里制の發展過程からも、そのことがたしかめられつつある事實である。いまかりに改新詔郡条項の大半が飛鳥淨御原令文の投影とする立場をとるとすれば、そこから次のような注目すべき施策方針が看取されてくる。すなわち飛鳥淨御原令の段階では、郡司の選叙にあつて国造を必須としたのに対して、大宝令はこれを否定し、むしろ才用を中心とする方向にきりかえていったことである。大宝令において国造の地位がいかにも低下していることは、誰もが認めざるをえないであろう。事實、「天武天皇五年紀」の大解除用物記事と「神祇令」条文との間にもそうした傾向が窺われる。①天武五年の段

階では国別国造↓郡司↓毎戸という順序で記載されているのに、神祇令の段階では毎郡↓戸別↓国造と記述されており、②天武五年のそれでは国造の被柱として馬一匹・布一常があげられているのに、神祇令には布一常がない。このことはたんなる偶然の所産というよりは、大宝令施行以後の郡司制確立の中で、国造の職能がより祭祀的なものへと移行し、かつ行政上低下せしめられてきた状況を示すものといわねばならぬ。さらに大宝令によれば郡司の選叙は「才用同じき時は先ず国造を取れ」ということにはなつていないが、じっさいには国造を郡司に任用した例はきわめて限られており、新国造が郡領を兼帯した例は、意宇郡などに限られ、神主兼帯の例は宗像郡などに限られていた。それは神郡の一部のみ検出される。そのことは大宝元年より延暦十三年までの郡司関係者の氏姓について検討を加えてもたしかめられるところである。大領の姓はその留意すべきものについてみると、君(18)・臣(11)・直(15)・部首(2)・部(4)・忌寸(5)・勝(3)・無姓(10)であり、少領の姓はその注目すべきものについてみると、君(7)・臣(13)・直(13)・造(2)・首(1)・部姓(5)・忌寸

(7)・勝(3)・無姓(10)である。もちろん姓じたいがこの段階では変化しており、それによってすべてを論ずることは尚早であるが、旧姓のながれをうけつぐものの中で、大化前代の国造氏にみられる君・直・臣姓のものは全体に比較して少なく、しかもそれらの中で、国造氏につながる者は、紀直・宗像君・出雲臣・凡直などときわめて限られてくる。「続日本紀」宝亀元年にみえる美濃方県郡少領国造雄万の例なども、天平二十年の海上国造の如く、「他田日奉部神護解」、職名というよりは氏姓化したものであって、これすらもその例証とすることはできない。また有名な「筑前国戸籍」にみえる嶋郡大領肥君猪手の場合にあっても、筑紫の国造は本来筑紫君であって、「繼体天皇紀」・「筑後國風土記」逸文)肥君は、むしろ本来肥國を本居とするものであり、後に筑紫君と火中君とが關係をもつようになり、「百濟本記」)、「筑紫火君」として(「欽明天皇紀」)筑前地方においても有勢者として登場してきたものに他ならない。その点で逆に注目すべきことは、郡の大領・少領は旧國造氏とは別に任用されたものが多く、その中には、部姓・無姓のものがあり、しかも蔵垣忌寸・蚊野忌寸・難波忌寸・

秦勝など帰化系氏族の進出がみられることである。この事実は、従来多くの人々が郡司¹⁾国造として把握されてきた点への再考を促す。たとえば石母田正氏のすぐれた郡司についての論究においてすら、「郡司およびその前身としての国造の族長的性格は大化前代から一貫しているものである」とか「郡司は土着の譜代の豪族²⁾国造が任命されるのが原則であつた」とする見解が無媒介に主張されている³⁾。けれども大宝令以降についてはそのことは必ずしもあてはまらず、実態とも相違するところが多いのであって、大宝令の原則は、郡司を外位制に位置づけ、兵衛・国学・采女などへの貢進・進位を通じて、あらたな地方官人組織を編成し、在地の里戸支配を権力のルートにおいて把握せんとするところにあつたといえよう。

したがって問題は、改新詔にいわゆる国造を必須とする郡司任用の段階がいつかということにしばられてくる。すでに述べたように、「書紀」以外の古文獻や金石文の物語るところでは、クニの分割に干与し、その治政にあづかるものとしては、大化五年ごろ以降国造以外のものが部分的に起用されつつあつた。「類聚国史」延暦十七年三月の詔にい

う「有勞を撰んで郡領に補す」傾向の萌芽は、その段階よりはじまっていたとしなければならぬ。とすれば、天武朝における一國一員の新国造の設定時期・飛鳥浄御原令段階においてこそ、郡制移行の具体的着手がなされた時であり、その時期に、国造よりの郡司補任が問題となってきたものと考えられる。したがって那須国造がコホリのカミとなり、国造氏より選叙されたのもあるといえはしないか。持統六年の相模国御漕郡少領、持統八年の河内国更荒郡大領少領については、闕名であるため、それが国造氏出自のものかどうかは確めがたいが、おそらくそれらも、国造氏関係でなかったのではなからうか。改新詔のいうところは、天武・持統朝の諸政策にふさわしく、立郡以来の有勞者の立場を改良せんとし、国造制を郡司制に移行せしめてゆく方途として採用されたものであったが、大宝令はそれを否定して、才用を重視する官人体制へ立ち返らんとするものであった。したがって大宝令施行の前段階において郡司の詮擬に「偏党」あるを戒めたりするのでもある（「続日本紀」文武二年の条）。

ここでなお補足しておかねばならぬことがある。それは

新旧国造の相違するところに関する想定である。天武朝より設置されたと思われる新国造は、①一國一員であり、必ずしも旧国造の如く倭直・葛城直などというような複数の存置ではないこと。②したがってそれは国造氏より選ばれて、郡毎に設けられた六町の国造田を賜与され、他は闕国造田となるというように必ずしも新国造は固定的ではなく、また特定の個人による世襲でもなく、国造氏内の移動性にとむものであると考えられること。③それは必ずしも世襲ではなく、あらためて補任の形態をとるものであって、その職能は主として祭祀に関するものが主であったと思われることなどである。一國一員の国造の施行期あるいは内容については従来の研究によってかなり明らかにされており、その祭祀面については別に論究したことがあるので、ここではとくに、新国造にみられる移動性と任命性について言及しておきたい。それは郡司と新国造との関係を見定めるうえにも必要なことであらう。国造田については、いろいろな見解がだされているが、「選叙令集解」の古記の説でわたくしがもっとも注目するのは、国造を本郡以外の郡にも「任意補任」しうるかを問題にしたところにある。それに

は「問、不在父祖所、任之郡若為任意補任」とするの
に「答、国造者国之内長、適任国司、郡別給国造田、所以任意
補充耳」と記述している。「適任国司」はもつとも難解な
ところであるが、要するに「一国之内長」が「父祖所任之
郡」以外にも任意補任しうるとしている。つまり国造は他
郡へも移動して郡司補任しうる場合が可能として認めら
れているのであつて、そこに郡別国造田が、見任国造田へ
闕国造田として変化しうる前提があつたとしなければなら
ない。²⁰ こうした新国造の本郡以外への移動性とならんで、
それがたんなる世襲のもでなかつたことは、次の事例な
どにも窺われる。紀伊国造に關しては、紀直摩祖（統日本紀）
神龜元年の條）・紀直豊嶋（同上）天平元年の條）・紀直国栖
（同上）天平神護元年の條）などがみえるが、その場合の国
造が任命によるものであつたことは「統日本紀」に「名草
郡大領外從八位上紀直摩祖を国造に為す」とあり、さらに
「正八位上紀直豊嶋を紀伊国造に為す」とあるのによつて
も知られる。とくに摩祖の場合などは、国造であることに
よつて郡大領となつたものではなく、実はその逆であつて、
郡大領→国造のコースをとつたものであつたことも見逃し

てはならない。出雲国造については、出雲臣果安（統日本紀）
靈龜二年の條）・出雲臣広嶋（同上）神龜元年・同三年・天平十
年の各條）・「出雲国風土記」・「出雲国計会帳」・「出雲臣弟山」（統
日本紀）天平十八年・天平勝宝二年・同三年の各條）・「出雲国風土
記」・「同計会帳」・「出雲臣益方」（統日本紀）天平宝字八年・神
護景雲元年・同二年の各條）などがみえるが、これとても国
造の相承は、任命形態をとるものであつた。たとえば出雲
臣弟山は、天平十八年に、益方は天平宝字八年にそれぞれ
国造に補任されたものであることが「統日本紀」によつて
明らかである。大化前代の国造がミウチ内部の慣行にもと
づく世襲形態をとつたのに対して、新国造がある程度の「父
祖」の本居よりの移動性を有し、かつ補任形式をとつてい
ることは、大宝令施行後の国造に対する支配者層側の意図
の一斑を示すものといえよう。出雲や紀伊の如く神郡の所
在地であり、大化前代よりの地方首長の統治層に独自の伝
統を有する地域においてすらかくの如くであつた。いわん
や駿河国造・武蔵国造などの多くが補任形式をとるのはそ
れが例外でないことを示す。²¹

4 譜第郡司の編成

前述のように、改新以後における郡制への転換移行措置は、新国造の編成・クニの分割・里戸の整備を背景としながら、きわめて多様な形態をとりつつ進行していった。共同体内部における個別経営の成長、それを次第に可能にする生産諸条件の発展の中で、新政府は村首を重視し、これを里長として再編せざるをえない状況に直面しているが（その点で改新のプロセスで関係詔勅や関係記事にはじめて村首が問題となり、編戸が里制とならんで問題化してくることは軽視できない）、それはまた国衙・郡衙・里・戸の地方行政機構の整備・拡充という問題にも直結していた。

だが、ここで忘却してならないことは、こうした複雑な郡制への移行過程が、必然化してくる最大の要因は、やはり支配者層と直接生産者、それをとりまく収奪体制や労働形態の内部に横たわる基本的矛盾にあったということである。土豪・農民層の不満や反撥があればこそ、新政府は一挙に郡司層を権力機構の枠内に位置づける措置を強行できなかったのであるし、むしろその対立を回避し、段階的漸進

的に打開し、糊塗しようとしたのである。農民層の反撥や抵抗については、「書紀」は多くのことを語ってはいないが、

それでも「誣妄妖偽」に象徴される政情不安は充分に読みとれるし、庚午年籍が、現実には具体化してきた「盜賊と浮浪とを断む」ことをひとつの眼目としていたことはたしかである。むしろこの段階の浮浪と八世紀後半以後の浮浪を同一視することはできないが、そうした矛盾の露呈化によって、良賤の別の確立、里戸の支配がますます政治問題化してくるのである。大宝令郡制施行の以前に、すでに「公私田園」が「皆たつくらずして悉く荒れぬ」という状況が生れつつあったし（天武天皇五年紀）、「公私奴婢を民間に亡匿する」というような逃亡奴婢の土豪・家長層への集中化が傾向として内包されていた（『続日本紀』文武二年の条）。

大宝令施行以降にあっても、依然としてその矛盾は解決されてはいない。政府は公私奴婢の民間亡匿に対して「答法を制し」（「獄令」によれば答罪は、郡司の裁断するところであった）、郡司の権限を強化しようとしたようであるが、郡司官人化の意図とは逆に、それが郡司に利用され、「律令を張り設くること年月已に久し、然れども一二を行いて悉く

を行うこと能わず」という詔がでる程に（「続日本紀」和銅四年の条）、政府側よりすれば「諸司怠慢」という状況を生んでいった一面のあったことを否定できない。そのような施策では、矛盾の抜本的解決は不可能であった。したがって百姓の浮浪人化・仕丁の逃亡は激化し、王臣家による山野田沢の占有はますます顕著となる。「大宝令」にもとづく諸制度が、慶雲期すでに動揺せしめられつつあることは、先学の研究に詳しいが、「大宝選叙令」にいわゆる才用・国造優先条項も、現実にはたんなる法文にとどまって、むしろ史料にいわゆる「豪富之家」・「富豪之輩」が、郡司層に進出してくる。たとえば和銅六年の詔にいうところは、大宝令の規定とは異なつて、性識清廉・時務に堪えうる者でも、「蓄錢乏少、六貫に満たざるは、自今以後」郡少領以上に選任できずと述べ（「続日本紀」）じっさいには在地の私富蓄積者の進出を容認せざるをえなくなつてきている。事実、那賀郡大領宇治直が私穀三千斛を貢獻し（「同上」養老七年の条）、「豪富之家」が獵騎に参加し（「同上」神亀元年の条）、外位制を拡大して、郡司を外五位に任ずることを認めるなどというように（「同上」神亀五年の条）、郡司層内に

おける私財の蓄積と富豪の進出には注目すべきものがあつた（この点は「日本靈異記」にみられる郡大領の「馬牛・奴婢・稲錢・田畠」の保有にも窺われる）。

郡司の戸については、これを明確に伝えるものは稀少であるが、郡司における私財蓄積の条件の一斑は、大宝二年の「筑前国嶋郡川辺里戸籍」の郡大領肥君猪手の戸について推定しうる。すなわち正八位上勳十等であり郡大領である肥君猪手は、正丁十三名を含む一二四名の戸口の頂点にたち、隸属的家族員として二六名の寄口と三七名の奴婢を有している。ところがここで留意すべき点は、多数の郡司子弟は兵衛ではなく、正丁中兵士はわずか一名を出すのみであり、寄口は三つの家族グループよりなる異姓寄口を主とするものであり、奴婢は戸主奴婢十名、戸主母奴婢八名、戸主私奴婢十八名、不明の奴一名であることに關してである。正丁兵士問題については、「おそらく郡司猪手の特別のはからいにもとづく」と考えられるが、そのほからいが、私富形成のため兵役忌避―労働力確保に重点が置かれたことによるものと解されないこともない。異姓寄口問題については「近しい血縁世帯に対してではなく、まず

異姓寄口というかたちで遠い血縁者または非血縁者をとり込みはじめた」とする見解が妥当であり、肥君猪手における労働力蓄積の状況を物語っている。さらに戸主奴婢の数が、奴婢総数中もっとも多く、ついで戸主奴婢、戸主母奴婢の順になっているのも、郡司における奴婢集中の傾向を示す。そのことは川辺里で奴婢をもつものは三四郷戸中僅かに三戸で、しかもその数は一〜二名であつて、猪手の場合が断然他を圧していることよりも明らかである。文武天皇の二年すでに奴婢の民間亡匿が政治問題化し、答法の強化が試みられたが、答罪を決断する郡司にかえて私奴婢が多いことは、逃亡奴婢の亡匿の処理がいかに行なわれたかを示唆するものがある。肥君の戸は受田総額一三町六段一二〇歩を有し、一般郷戸よりはるかに多い。しかもこれに郡司職分田を加えると二十町に近い。その経営は、兵役につかない正丁や、兵衛出仕をしない郡司子弟を主体とする家族成員の共同労働によつてになわれ、これを補うものとして隷属的家族員や奴婢が動員されたと考えられるが、その剰余生産物は、私出挙の源泉となり、かつその剰余労働力は、手工業生産への投入源となりえたのであろう。さらに一族

泥麻呂・龍麿などが「勲十等・少初位上」の官人身分を有しているのも、そのことを通じて課役の合法的忌避をなし、経営のうえで主導的役割をはたすことに重点があつたのかも知れない。なお猪手の妻妾は、帰化系氏族である宅蘇吉志と関係があり、それは猪手の庶母についてもみられるところであつて、郡司肥君が純然たる在地土豪でなく、こうした当該地方の帰化系氏族との間に婚姻関係を有しながら、その地歩を固めていることも見逃すべきではないであらう。

もとより肥君猪手の場合をもつてすべての郡司に拡大適用することは慎重を要するが、しかし郡司が部下に「騎射相撲臂力者有れば王公卿相の宅に給す」というような反律令的行動にでることはままあつたし（「続日本紀」神龜五年の条）、私財を蓄積して私出挙を行なうことも少なくなかつた。元来私出挙は「任に私契に依れ」（「獄令」・「雜令」といわれるように私的な民間慣行によるものであり、天平六年の官稱混合・国司借貸制を転期として公出挙制が強化され、天平九年私出挙の禁令をみるにいたつたものである。しかし、そのさいにあつても「臣家の貯稲」が問題視されており、事実禁令後にあつても、加賀郡少領道公などは私

稱によって利稱三万束を得るといふ有様であった〔統日本紀〕天平宝字五年の条)。また肥君猪手にみるような一族の官人化の方向は次第に顕著になりつつあったようで、天平七年には「宜しく一郡同姓并用を得ざるべし」〔類聚三代格〕天平七年の格)とされ、さらに天平十一年には諸国郡司「徒に員数多く任用に益なし」と記され、天平十四年には郡少領以上には「必ず当郡推服、比郡知聞者を取れ」と制せられるという状態を生んでくる〔統日本紀〕。それは「豪富・勞効」の郡司による一族独占化の進展や員外郡司の増加による郡司の変質化を前提とするものであったといえるであろう。

こうした郡司の変貌化を背景として、いわゆる譜第郡司制がようやく表面化してくるのである。ところがこれまで多くの譜第郡司問題に対する研究は、その史的前提と郡司層の変貌コースが軽視されているために、ややもすると譜第主義対才用主義、あるいは伝統性と官人性との対立として一面的に理解されてきた。したがって譜第の内容が、大化前代の国造家を意味すると曲解されたり、あるいは、譜第郡司制が、制詔のままに実施されたりしたかの如くに

考えられたりするのである。そのため、坂上村田麻呂の上言にもとづいて高市郡司に檜前忌寸一族が任用された例などは、例外であり特例であると解釈されるのである〔統日本紀〕宝龜三年の条)。

けれども、律令支配層の意図はそのままに実現されたのでもないし、いうところの譜第も、立郡以来のそれであった、大化前代のそれを指すのではなかった。郡司の任用に關して譜第が問題になってくるのは、天平七年であるが、その制の内容は、次の三点より構成されている。①国擬以外に「難波朝廷以還の譜第四五人」を別に簡んで候補として副え、式部省が詮擬すること。②同時に「身才絶倫并びに労働衆に聞える者」を候補として別状に副えること。③郡領は終身であるので、同姓集中を避けることなどがそれである。この制において主題に關連して注目すべきことは、譜第は「難波朝廷以還」を内容とし、あわせて身才・労働の能力が郡司候補の資格とされていることである。したがって天平七年では譜第の意義も立郡以来を条件とするものであり、才用もまた否定されてはいない。その点は以後においても若干の相違はあるが、底流として存在している。す

なわち天平十年にいう譜第の認定も、「勞効二世以上」の者を譜第となすというものであり（『続日本紀』「類聚三代格」）、天平十四年の勅によっても、郡領には「必ず当郡推服、比郡知聞」の者が重視されている。天平二十一年（天平勝宝元年）のいわゆる譜第郡司制確立を意味する勅といわれるものにおいてすら、天平末年において「譜第優劣、身才能不、舅甥之列、長幼之序」が郡領詮擬の資格とされていたことが述べられており、「身才の能不」は主要な要素であった。だからこそ選任にあたって「譜第軽しと雖も、勞を以て之を薦め、あるいは家門重しと雖も、拙なるを以て之を却く」という譜第・家門よりも「勞効・身才」を重視する傾向が具体化しえたのである。それは前述の「大宝選叙令」のあり方や「豪富の家」の政治的進出よりして当然のことであった。これに対して政府側は儒教的な「孝悌之道」を強調し、その「濫訴」を阻止するために、①才用を排して「立郡以來の譜第重大の家」を簡定し、②「嫡々相繼」の原則を樹立せんとするのである（『続日本紀』天平勝宝元年の条）。それはまさしく「大宝選叙令」以前の国造を必須条件とした改新詔の精神を、天平末年の政治情勢に立脚して、あらたに

再現せんとするものであったといえよう。その故にこそ「立郡以來」に力点を置き、「嫡々相繼」を主張するのである。その目的については、国分寺・東大寺建立の完成に對する郡領の参与への期待、郡司層における家父長権の確立などがあげられているが、むしろその本質は、郡司層が無利の官稲を独占し、「妄りに方便を生し」て出挙をなし、「官に居りて貪濁、事に処して平かならず、職用既に闕け」、「租調を減闕し、籍帳多く虚にして、口丁実無し」（『続日本紀』和銅五年の条）といわれるような私富蓄積の進行（「口丁実なし」といわれるのは前述の肥君猪手の正丁兵士問題にもみられる。郡司層が官稲借貸に加った例としては主政土師広浜『和泉国正税帳』があげられる）や官物欠失にあつたといふべきであらう。そのことは、天平十五年の永世私財法にあつて、とくに郡領については三十町と制限を加えられたことや天平十一年以來官物の欠失について郡司を嚴科する方針にも窺われる。たしかに天平二十一年における譜第郡司の任用令は、東大寺・国分寺建立の促進と關係を有しているが、「郡司の勇幹にして諸事を済すに堪たるを任じて、専ら主当せしめよ、來三年以前を限りて、塔金堂僧房を悉に皆了らし

めよ。若し能く勅に契い、理の如く之を修造せば、子孫は絶ゆることなく、郡領司に任ぜん」（『続日本紀』天平十九年の詔）という企図よりすれば、むしろ「身才能不」の重視こそ地方土豪の参加を期待しうるに適切な便法であった。事実、天平十三年にだされた金光明寺・法華寺の国別設置の詔がでてから八年もたっているのに「諸国司等、怠緩にして行わず、或は処寺便ならず、或は猶未だ基を開かず」という状況にあつて、「身才絶倫」の郡司層の協力こそまつべきものがあつた。にもかかわらず、「立郡以来の譜第重大の家」を郡司任用の資格としてなぜ謳わねばならなかつたか。その勅によれば傍親を排除して「争訟之源」を絶たんとすることにあつたということになるが、その背景には、大監物に皇親官僚が多いという皇親政治の財政面における強化と「立郡以来の譜第重大の家」を重んずるといふ「保守的措置」が対応しており、むしろ「身才」の進出が、基本的には律令体制に内在する矛盾の表明に他ならなかつたから、あえてこれを阻止し、「嫡々相継」を原則とする譜第郡司の再編成によつて、地方政治支配の動搖を喰ひ止めんとしたものであらう。それは「大宝継嗣令」が嫡子相

統制を有位以外の「累世相統の富家」にまで拡張した法意（『継嗣令集解』古記）の具体的適用であつたともいえる。

けれども、それはきわめて観念的なものであつたから、なるほど詔勅のうえでは、延暦十七年に「譜第之選」は停廢せしめられ、「芸業著聞郡を理むるに堪ゆる者を取りて、之れに為すべし」（『類聚国史』）とあるまで、いわゆる譜第郡司の制が表面的に持続されてはいるが、現実には「芸業著聞」の者が進出し、譜第郡司制の枠を克服して地方政界に重きをなしていったし、また天平宝字七年以降に続出してくる官物の焼却や欠損を糊塗する神火記事の内容をみても明らかのように、在地における郡司層の私富追及、あるいは「郡任」をめぐる「謀奪」はたえなかつた（たとえば「類聚三代格」宝龜十年の官符）。

5 新郡司の動向

前述の点をより明らかにしておくために、郡司層の構成内容にみられる変貌過程を考察しておこう。大宝から延暦にかけての知りうる限りの郡司についてみると、およそ次のような事実が確認しうる。①畿内および近接地域には部

姓郡司がきわめてまれであるのに比して、当該地域には真人・朝臣・宿禰・忌寸の新姓を有するものが多いこと。②東海道・西海道には部姓郡司が多く、部姓郡司・無姓郡司などは、どちらかといえば辺境地域に多いことである。この特徴は、畿内と近接地域では、部姓者層の階級分化がきわめて遅々としていたと理解すべきではなく、むしろ畿内および近接地域では、部民集団が分割され、再編成されて、より強力な政治的隷属下に変貌しつつあったことを意味する。そしてたとえば、官衙工房の雑戸・雑色人としてくみいられる一方、「鍛冶戸百姓」（延喜式）兵庫寮）として一括総称されるように、農工の再生産部門に活躍するようになるのである。このことは、畿内および近接地域の郡司層の姓に、皇親系の真人（近江(1)越前(1)）朝臣（越前(1)・伊賀(1)）宿禰（山代(3)・和泉(2)・摂津(1)・尾張(1)）を称するものが多いことも併考すべき点である。しかも畿内を中心とする地域では忌寸姓のものが圧倒的に多い（大和(5)・摂津(6)・近江(1)）。これに対してそれ以外では忌寸姓郡司はきわめて少ない。このことは、郡司層における部姓・忌寸姓郡司の抬頭を示す地域差となつて表明されている。すなわち畿内を

中心とするあらたな郡司層の動向は忌寸姓郡司を主体として窺われ、逆に辺境地域では部姓・無姓郡司層の登場に示現されることを物語っている。そしてこの両者が、いわゆる譜第性を重視され、強調されてくる天平期以降に郡司層に登場してくることを見逃すべきではないだろう。

まず畿内の状況からみてゆくことにする。大和においては、天平三年高市郡少領に蔵垣忌寸家麻呂がなり、天平十一年には家麻呂は同郡大領に転任し、そして少領には蛟野忌寸子虫が補任されている。天平神護元年には同郡大領に文山口忌寸公麻呂がなり、宝龜三年にも檜前忌寸一族が郡領に任じられている（『続日本紀』）。天平二十一年以後の「嫡々相継」は守られていないばかりか三腹通任「四世至于今」という実情であった。檜前一族が早くより高市郡に蕃居したことはいうまでもないが、その氏族が「立郡以来の譜第重大の家」でないことは、むしろそれにあたるのが高市連であることによつても推察されうる。摂津では、天平宝字五年には東生郡擬大領に難波忌寸浜勝・擬少領に日下部忌寸主守（『大日本古文書』四）・高生郡擬少領に三宅忌寸宏種があり、神護景雲三年には東生郡擬少領日下部忌

寸人繩、擬大領難波忌寸（關名）、副擬少領日下部忌寸諸前（「同上」五）がみえている。近江では天平宝字六年・七年に愛智郡少領秦大藏忌寸宏男（「同上」一六）が存在している。

これら畿内を中心とする地域の忌寸姓郡司にいろいろのことは①大和・近江のそれはいずれも正員郡司であり、撰津のは擬任のものであること。②部姓郡司が前述地域に少ないのに対応して、主政・主帳には忌寸姓郡司が検出し難く、③これら郡領層は、帰化系氏族を主体とすることなどである。もちろん同じ畿内を中心とする当該地域にあつても、

すべてが忌寸姓郡司によって占有されたのではない。大和にあつては、忍海連（十市郡擬大領Ⅱ「大日本古文書」四）大伴（同郡主帳Ⅱ「同上」）、撰津にあつては、三島県主（島上郡擬大領Ⅱ「同上」）・物部首（同上郡主帳Ⅱ「同上」）近江にあつては、坂田酒人真人（坂田郡大領Ⅱ「大日本古文書」九）中臣（同上郡少領Ⅱ「同上」）・佐々貴山君（蒲生郡・神前郡大領Ⅱ「続日本紀」）・甲可臣（甲賀郡擬大領・擬少領Ⅱ「大日本古文書」三）などというように天平末年より延暦年間にかけての時期になおその地歩を維持しているものもある。しかし、ここで注意したいのは、譜第郡司制のとられた時期において、

立郡以来の譜第重大の家とは思われない帰化系氏族を主体とする忌寸姓郡司が、郡領層に進出してくる事実である。それは高市郡司を特例としたり例外とする見解を是正せしめるとともに、郡司層の新旧の交替を髣髴たらしめるもの

がある。大和高市郡や近江愛智郡の忌寸姓郡司が正員であることは、①この両地方には帰化系氏族集団の分布が濃密であること、②檜前一族は高市郡を拠点として宮廷歌舞

（たとえば楯伏舞）・宮門の守衛（たとえば広嗣の乱・惠美押勝の乱）に荷担し、内藏少属藏垣忌寸家麻呂・正四位下大忌寸苅田麻呂・従五位上民忌寸衰志比など政府機構に連なったり、あるいは政府部内に重きをなすものがあつたこと、

③秦忌寸真成・秦忌寸弟麻呂らが貢献物多数を献上し特進叙位され（「続日本紀」神護景雲二年・三年の条）、かつ天平宝字六年以降愛智郡領として依智秦一族がその勢威を保っていること（「大日本古文書」五・一六「平安遺文」一）などの秦氏の一般的状況から推してその偶然でないことが知られる。つまり彼らは、中央政府の部内にある一族と結托し、かつ私富を蓄積して、譜第郡司制の枠をうち破って進出してくるのである。その背後に在地の直接生産者の余剩労働力を

手工業生産に組織してゆくプロセスが想定されえないこともない。その点で示唆的であるのは、天平勝宝八年の東大寺因幡国高庭荘の野占使の中に「見水道」として散位従七位上日下部忌寸万麻呂のみえることである。この「見水道」が「開発に必要な灌漑技術の専門家とすべき」^⑧なら、日下部忌寸とその保有する技術力についてこれを傍証するひとつの観点となる。

この点をより具体的に把握するために、比較的郡司の系譜と実態をたしかめうる越前・越中の場合についてみておこう。越中国礪波郡郡司は、天平勝宝三年には利波臣が少領として名を留め、宝龜二年よりは大領として活躍する。そして郡領を利波臣が占める傾向は貞観四年のころまで変りはない（「平安遺文二」^⑨）。主政・主帳についていうなら、天平勝宝二年には主帳多治比部北里の名がみえ、天平宝字元年よりは前者が主政に転任して、弘仁二年主政に飛鳥戸造有成が登場してくるまでは蝮部（多治比部）一族がその地位を維持している（「万葉集」四一三八・「越中国東大寺庄園絵図」・「平安遺文」一）。

次に越前の場合についてみてみよう。越前国足羽郡・坂

井郡では、「越中国官倉納穀交替帳」（「平安遺文二」）の如きものが残存していないので、その実情を平安初中期についてまで系統的に追究することは困難であるが、それでも譜第郡司制の施行期については、限られた史料の中から、次のような状況の一斑が検出される。足羽郡では、天平三年に大領生江臣金弓があり、天平勝宝元年・同七年・天平宝字元年の各年にも生江臣がその地位を占める。これに対し少領は天平三年阿須波臣真虫が少領として名をみせてより若干の移動はあったようだが、天平神護元年に阿須波臣東麻呂が少領であった如く、だいたいにおいて阿須波一族がその地位を占める（「寧楽遺文」二四〇頁・七一六頁）。ところが主政主帳になると、天平神護二年の主政に大宅人上・出雲部赤人があり（「同」七一六頁）、天平三年の主帳に山君大父・天平勝宝元年の主帳に槻本公老、天平宝字六年の主帳に出雲赤人というように（「同」七一六頁・五六三頁）、必ずしも一族独占の傾向は示していない。坂井郡の場合には、天平三年に大領に三国真人があり、同三年・五年に少領として海直大食がいたが、大領の地位は、天平宝字元年より品治部君宏耳に移り、宝龜十一年三国真人浄乗が返り

咲くころまで交替変動がいちじるしい〔寧楽遺文〕二四〇・二九六・七〇八・六〇三各頁「大日本古文書」四・五。しかも三国真人が大領に戻った時にも、品治部公は少領の地位は保持している。主政については天平五年品遲部宏耳がみえ、天平宝字元年には荒木臣叙婆があり、宝龜十一年には九部が記されるといふように必ずしも一定してはいない〔寧楽遺文〕二九六・七〇〇・六〇三各頁「大日本古文書」五。

このような越前・越中にみられる郡司層の構成内容は、いったい何を物語るものなのか。これら三郡について指摘しうる特徴点は、およそ次の三点である。①越中国礪波郡においてはおおむね郡領および主政・主帳がそれぞれ一族において独占化されていたのに対して、越前国足羽郡においては大領と少領がそれぞれの一族によって占められ、主政・主帳は必ずしもそうではなく、さらに同国坂井郡においては、大領・少領および主政・主帳の構成内容は必ずしも固定的でなく主政↓大領のコースも内包されていること。②譜第郡司制の施行期に在地の有力氏族である生江臣・利波臣が大領に補任されてくるのは、造東大寺司とのつながりや現地における開発状態・経営管理にみられる権力との

結合よりいってある程度首肯できることであるが、無位であり、また部姓であったと思われる品治部が、主帳となり、やがて外正六位上・君姓者として現われていること。③礪波郡・足羽郡の郡領は臣姓であり、坂井郡の郡領は真人・直・君(公)姓を称していることなどである。

第三点については、すでに論究された論文もあるもので、ここでは譜第郡司制の内容をたしかめるために、とくに第一点および第二点を中心に今少し検討をしておこう。礪波郡郡領として天平勝宝三年より名を明らかにする利波臣一族は、天平十九年米三千石を東大寺に貢献し、神護景雲三年壘田百町を東大寺に寄進した礪波臣志留志の同族であり〔続日本紀〕、天平三年より足羽郡大領として名を留める生江臣一族が、天平末年から勝宝のはじめにかけて、「私の功力」による壘田地の開発にのりだし、郡領に任せられる以前に壘田百町を東大寺に寄進している〔寧楽遺文〕七一九頁)。すでにこれまでの研究によっても明らかにされているように、これら臣姓郡司は、在地における開発あるいは経営の有力な荷担層として、国家権力による勸農機能を代行していった土豪であった。すなわち礪波臣志留志が越中

員外介となり、生江臣東人が造東大寺司となり、東大寺の野地占定に参加し、さらに阿須波臣東麻呂が勅旨御田の管理経営にたずさわると、律令権力とのつながりはきわめて密接であった^⑤。これに対して品遅治宏耳の場合は、律令機構と関連をもつて登場したというよりは、無位部姓の人として、坂井郡下に散在する零細な墾田を次第に集積し、天平五年には主政となり、天平勝宝九年には墾田百町を寄進して、天平宝字元年には有位君姓の郡大領となったものであった。しかも坂井郡には、三国真人が歴代郡大領の地歩を築いてきており、当該地方で真人姓を名のる権力とのつながりの深い三国公の後裔氏族が現実存在していた。

天平二十一年の譜第郡司の精神よりすれば、彼ら一族の「嫡々相繼」こそ譜第郡司たるにふさわしいものであったといわなければならぬ。しかるに、現実には無位部姓の富豪層を郡大領に選任している。ここにも、さきにもべた忌寸姓郡司が、畿内を中心とする地帯で新郡司として登場してくる状況に対応するものがある。もとより生江臣らの権力機構に依存し、その技術力を導入した計画的な開発と、散在的な零細な墾田の集積のうえにたつ品治部との間には、その

技術力、開発力において差等があった^⑥。しかし、品治部は一挙に没落したのではなく、宝龜十一年なお少領たりえているし、かつ貞観六年ころよりは越中国礪波郡の擬大領として他郡へも勢威を伸張させていった。こうした主政・主帳をひとつの足がかりとする新郡司の地方政界における抬頭は、足羽郡の出雲部赤人などにも窺われるが、とくにその点で見逃せないのは、私物懐恤によつて窮民を救つた郡司層が、たとえば遠江城銅郡主帳無位玉作部宏浜・同磐田郡主帳無位若湯坐部龍麻呂（統日本紀「宝龜二年の条」）などのように、無位・部姓クラスの主帳に多いことである。こうした郡領の下僚たる主政・主帳にあらたな私富蓄積者が登場しえているのは、令制にあつても、それが終身の官でなく、郡領との間に明確な差等をつけられていたことにもとづいているが、同時にそれらの荷担層が、郡領よりもより直接的に農民層の生産活動と密着しており、譜第郡司とは異なつた側面を保有していたことを物語る。

譜第郡司制施行期にみられるあらたな郡司層の登場は、保守的な譜第郡司に依存する政策を大きく動揺させていった。天平末年の他田日奉部直神護の解（『大日本古文書』三）

にあつても、譜第家としての主張ばかりでなく、彼自身の勞効を強調しており、かつ嫡々相繼の原則よりいへば、明らかに非法であるのに神護は兄の後を継いで海上郡大領たらんとすることを願っている。また神護景雲元年に団毅額田部直塞守が、錢百万、稻一万束を獻して外従五位下となり、豊浦郡大領に補任されているのも、譜第家としてよりも、勞効による大領化の傾向を示すものであつた（『続日本紀』）。天平勝宝九年（天平宝字元年）の詔においても、すでに「比者、郡領軍毅に白丁を任用す。此に由りて、民家に居て官を求むるに習う。未だ君に仕え、禄を得ることを識らず」とされ、「移孝之忠・勸人之道」の衰微が嘆かれていた。このような在地における郡司構成の変動が、顕著になつてくる時、遂に譜第郡司の制は停廢せしめざるをえなくなる。延暦十七年の詔で「譜第之選永く停廢」とされたのは、その具体化に他ならない。もとより譜第郡司と新郡司の在地における葛藤は、きわめて複雑な形態をとり、楡前一族が在京の官人坂上苅田麻呂を動かして高市郡大領となり、三国真人が、その一族の在京官人化（『寧楽遺文』六六九頁）を他方において行ないながら、再び坂井郡大領に返り

咲くというように、それは一律に論じえない性質のものを内包している。そして、弘仁二年には、再び「偏に芸業を取りて、永く譜第を絶つ」ことの弊が詔され、「先ず譜第を尽せ」といわれるようになる（『日本後紀』）。いかにも、律令権力を維持回復せんとする側よりすれば「庸才之賤下」（いわゆる新郡司）の任用は、「物情従わず、決断伏すること無く、私において愁多し」ということになり、律令機構に依存して国家の勸農機能を代行する譜第郡司こそ「臨事成務」のために期待されるものではあつたが、そしてかつて生江臣などはその役割をはたしてはいたが、この場合の復活が、「芸業」を完全に否定したものでなく、翌三年郡領詮擬権が国定にゆだねられ、弘仁十三年擬年期を三年として雑務を歴試せしめることにしたのも（『類聚三代格』）、能力なき譜第の徒による郡務の停滞に対する処置であつた。弘仁十年を境して擬任郡司数は正任郡司より多数となり、国司の補任権が強化されるにつれて、郡務の実際の執行者はますます増加してゆく。それは正任郡司の減少と反比例を示し、国司による郡衙把握の方向を示す。その過程で、弘仁八年正月の官符がいうように畿内白丁が相競つて郡司

となろうとし、ひとたびその目的を達すると散位として帰郷しようとする動きや、さらに天長二年閏七月の官符に物語られるように弘仁八年より僅か八年後に郡司を去ったものが七二人に及ぶという状況が展開してくるのである（「類聚三代格」）。郡司が国司に対して徴税請負人化してくる過程で、政府は天長四年五月、勞効二世以上を譜第とする「譜第主義」の他の一面をも修正せざるをえなくなるのである（「類聚三代格」）。

たしかに国司と郡司は、「国郡司等法意を存せず、必ず満て役使す」（『続日本紀』天平宝字元年の条）といわれるように、階級的には直接生産者に対しては収奪者の側にたつてはいた。けれども、その在地における活動においては、律令官人機構に依存する郡領層の行動とその下僚との間には対立的側面があり、同じ郡司層の代輪・勸農とは違って、同一には論じえないもののあること、さらに郡司が国司に対して徴税請負人化してくるプロセスにおいて展開される、国司対郡司の抗争関係にあっても、律令制の枠を克服してゆく郡司層の私富と私営の実態においてあらためて検討することが必要である。^⑥

① かつての關係論文としては坂本太郎「郡司の非律令的性格」

（『歴史地理』五三の一）・宮城栄昌「郡の成立並に郡司対農民關係の強化」（『史潮』六の二）・同「国司に対する郡司及び農民の集団的反抗」（『歴史学研究』七の十三）などが、「郡司の守旧性」・「農民の生活擁護者」としての側面を論じられたものとしてあり、反対に郡司の「族長」としての階級的性質や「官人としての基本的本質」を強調されたものに北山茂夫「奈良時代の政治と民衆」（第四論文）がある。この問題は将門の乱をめぐる郡司武芝の位置づけについても対立しており、「村落共同体の擁護者」（松本新八郎「将門記の印象」・『文学』十九の一〇）としての理解と「郡司」国造の階級的あり方に注目し、「国家との間にはいわば身分的対立がある」とする見解（石母田正『古代末期政治史序説』（上）第一章・第三節および補遺Ⅲ）などの差異となる。

② 坂本太郎『大化改新の研究』（第三編第二章）三七頁

③ 井上光貞「郡司制度の成立年代について」（『古代学』一の二）

④ 関晃「大化の郡司制について」（『日本古代史論集』上）

⑤ 磯員正義「律令時代の地方政治」（『日本古代史論集』上）

⑥ この立場の代表的なものとして津田博士の改新詔の「凡」を起辞とする部分は近江令文を転写したものとする見解をも列挙しなければならぬが（『日本上代史の研究』）、この説についてはすでに坂本博士の反論もあり、近江令の内容についても疑点があるのではふれない。

⑦ 井上光貞「郡司制の成立年代について」(『古代学』二)、

なお坂本博士の反論によって、はじめ大宝令部字始用説をとられていたが後に浄御原令施行直前までに適及する修正がなされている(『大化改新詔の信憑性について』『歴史地理』八三の二)。

⑧ 田中卓「郡司制の成立」(『社会問題研究』二の四・三の一・二)

⑨ 八木充「大化改新詔の述作について」(『山口大文学会誌』十一の一) 同「律令制村落の形成」(『日本史研究』五二)

⑩ このことはやはり後に神郡とされる度会評督領、助督・多氣評督領・助督、飯野評督領についても、その関係者は必ずしも国造出自者とはいえない(『皇太神宮儀式帳』)。

⑪ これ以外では「純日本紀」文武二年三月・十一月・文武四年二月の各条にも関係記事がある。

⑫ 御野国味蜂間郡主政伊福部君福善・主帳春日益など(大宝二年戸籍)がもっとも早い。

⑬ 「類聚国史」延暦十七年三月の詔にみえる「昔難波朝廷、始置諸郡、仍択有勞補郡領」はその点で注目すべきものである。

⑭ この点については磯貝正義「律令時代の地方政治」(『日本古代史論集』上)の所見参照。

⑮ 虎屋俊哉「大宝令以前の田積法・租法について」(『芸林』六の五) 亀田隆之「日本古代に於ける田租田積の研究」(『古代学』四の二) 八木充「大化改新詔の述作について」(『山口大文学会誌』十一の一)

⑯ 磯貝正義「前掲論文」、なお神郡については上田正昭「郡司に

関する一考察」(『古代学』八の二) 同「新旧国造論」(『律令国家の基礎構造』)で言及したので参照されたい。

⑰ 高橋水枝「奈良時代郡司一覽」(『統紀研究』一の十一)を中心に検討を試み、擬郡司を加算した。大領中、無姓には舎人1、部には部使1、部首には首1を含み、少領の無姓には舎人1を加えている。但し同一人物はすべて1として計上している。

⑱ 石母田正「古代末期政治史序説」(上)九二頁、「古代法」(岩波講座『日本歴史』古代(4)三二一頁など。こうした見解はひとり石母田氏にとどまらず一般的である。なお、「選叙令」においても特別の条件のない主政・主帳クラスになること、無姓・部姓者がはるかに多くなることはいうまでもない。部姓郡司が東海・西国に多い点は注目すべきである(直木孝次郎『日本古代国家の構造』第I部四参照)。

⑲ 虎屋俊哉「大化改新後の国造」(『芸林』四の四) 新野直吉「大化改新後の国造」(『君手史学研究』七) 上田正昭「新旧国造論」(『律令国家の基礎構造』)

⑳ もちろん「選叙令」にいう、国造を優先とする郡司任用例は、じっさいには少なく、したがって「古記」説の補任もどの程度現実化したか疑問であるが、それにしても、そのような国造の移動性が可能とされたことは、新国造に対する見解のひとつの特徴を傍証するにたりうるものひとつとなろう。

㉑ 「純日本紀」延暦十四年四月、「類聚国史」延暦十四年十二月の各条。この場合に郡大領を国造に補任しているのは、磯貝氏も説かれる如く軽視すべきでない。なお天平六年の「大度智

論」跋語にみえる針間国造国守・同荒熊（『寧楽遺文』六一三頁）や針間国造豊前・同斐太磨（『同』補遺一）などは国造氏の実態を示唆するものである。

⑲ 北山茂夫「万葉における廢雲期の諸様相」（『万葉の世紀』）

⑳ 北山茂夫「大宝二年の筑前国戸籍残簡について」（『奈良時代の政治と民衆』二二六頁）

㉑ 門脇禎二『日本古代共同体の研究』（第三章二）一一八頁

㉒ 園田香融「出挙」（『律令國家の基礎構造』）

㉓ 磯貝正義「前掲論文」は、「譜第」の資格には大化前代の国造家といった家格は考慮されていない点を明らかにしている。けれどもやはり高市郡司に槍前一族が通任されたことについては「もちろん特例である」とされている。

㉔ 大石良材「譜第郡司の性質」（『日本古代史論叢』）の指摘のように、「三代格」にみえる格もこの時のものであろう。

㉕ 磯貝正義「前掲論文」

㉖ 直木孝次郎「律令官制における皇親勢力の一考察」（『律令國家の基礎構造』）

㉗ 北山茂夫「天平末葉における橘奈良麻呂の変」（『日本古代政治史の研究』）

㉘ 神火問題についての私見は「郡司に関する一考察」（『古代学』八の二）で言及したところでは再説しない。

㉙ 直木孝次郎「大化前代における畿内の社会構造」（『日本古代國家の構造』）上田正昭「郡司に関する一考察」（『古代学』八の二）。直木論文は先に『日本史研究』三五号に所載されたもの

であって、「部姓者の階級分化」の理解に関しては、私見と異なるところがあるので、前掲拙論と書評（『ヒストリア』二四）で若干の疑問を提出しておいた。

㉚ 藏垣忌寸家麻呂の大領転任は、神亀五年の欠大領には少領の転補を認めたことにもとづくものであろうが、高市連は、「高市郡大領高市県主許梅」（『壬申紀』）の後裔であり、天武十二年新姓連を賜与され、後にも擬大領高市連屋守・擬少領高市連宏君の名を記す（『大日本古文書』二五）。なお槍前忌寸については上田正昭「楯節舞と槍前忌寸」（『古代文化』九の五）で言及しているので参照されたい。

㉛ 原秀三郎「八世紀における開発について」（『日本史研究』六一）

㉜ 礪波郡については、貞観五年より擬大領に品治部・擬少領に飛鳥戸造の名がみえ、寛平三年には擬大領に秦忌寸・寛平九年には擬大領に飛鳥戸造・延喜十年には射水臣というように（『平安遺文』一）、擬郡司に利波臣一族以外が多く登場してくる。

㉝ 主政無位品遅部宏耳は、天平宝字元年郡大領外正六位上品遅部君宏耳として君姓有位者となるが（『寧楽遺文』七〇八頁）、これは後に君姓を獲得したものと考えたい（直木孝次郎「郡司の昇級について」（『続紀研究』五の七）参照）。

㉞ 米沢康「郡司存在の一形態」（『日本歴史』一一二）

㉟ 岸俊男「越前國東大寺領庄園をめぐる政治的動向」（『古代学』一〇の四）原秀三郎「八世紀における開発について」（『日本史研究』六一）

③⑨ 原「前掲論文」

④⑩ 郡司国定にあたって、無能の郡司を詮擬した国司を「署帳之官、咸見任を解き、永く叙用せず」(「類聚三代格」、弘仁三年八月五日太政官符)としたのも、弘仁二年の「郡中百姓幼心を託す」といわれる譜第が必ずしも有能でなかったことを示す。

④⑪ 平野博之「平安時代における国司郡司の関係について」(『史淵』七二)

④⑫ 承和七年宮城郡権大領が私池を造って公田八十余町を灌漑し、

私稻一万一千束によって公民を懐恤したり、あるいは同七年・八年に大住郡・相模郡の大領がそれぞれ多量の代輸をなしたりする方向(「日本後紀」)には、国家的勸農機能の代行や私営田の蓄積が内在しており、また郡司と有力農民が天安元年には対馬国守の館を、元慶八年には石見国権守をそれぞれ襲撃したり(「三代実録」)する行動の背後には、徴税請負人化してゆく過程での郡司層の反撥としての側面をも内包している。

(京都大学講師)

Forms in Development of the *Gunshi* 郡司 System

by

Masaaki Ueda

In the country government under the *Ritsuryô* 律令 system, *Gunshi* 郡司, official and resident man of influence, had two characters, one was to join in exploitation by depending upon the *Ritsuryô* system, another to be in close contact with resident peasants with interests of direct producers; these were apt to be sometimes understood as a simple duplicity, which should be concretely treated rather in the developing process of the *Ritsuryô* system. The conception that *Gunshi* is *Kokuzô* 国造 has been generally accepted, and the fact that the so-called *Fudai-gunshi* 譜第郡司 system has been understood superficially in its content is due to the lack of concrete and developing research on the constitution and change of the *Gunshi* class.

This article tries to reorganize the relation of *Gunshi* with *Kokuzô* in the forming period of the *Gunshi* system; and the way under what condition *Fudai-gunshi* system was systematized, and in what relation it was with the rise of the new *Gunshi* class of private fortune and management; through the analysis of which we try to research the nature of development of the *Gunshi* system in residence.

Chiian-na 捐納 in the *Ch'ing* 清 Dynasty and the End of the Bureaucratic Society

by

Hideki Kondô

The writer shall extract *Chih-chou* 知州 and *Chih-hsien* 知縣 from the Complete Book on Officials of the Great *Ch'ing* of each period from the second year of *Yung-chêng* 雍正 (1724) to the second year of *Hsüan-t'ung* 宣統 (1910), and summarize people of regular route 正途 or irregular route 雜途 and by their native places, which